

福島市介護保険事業に係る介護認定資料の外部提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業に係る介護認定資料の外部提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部提供 本人と居宅介護支援、施設サービス若しくは介護予防支援の提供について契約を締結した居宅サービス計画、施設サービス計画若しくは介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）を作成する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は本人が入所対象者となる入所申込が行われた介護保険施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設に介護認定資料を提供することをいう。
 - (2) 認定調査票 要介護認定（要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定及び要介護認定の取消しを含む。以下同じ。）又は要支援認定（要支援認定の更新、要支援状態区分の変更の認定及び要支援認定の取消しを含む。以下同じ。）に係る調査の結果が記載されている資料をいう。
 - (3) 主治医意見書 主治の医師の意見又は市が指定する医師の診断に係る結果が記載されている資料をいう。
 - (4) 介護認定資料 認定調査票及び主治医意見書（介護サービス計画の作成を目的とする場合に限る。）をいう。
 - (5) 本人 要介護認定又は要支援認定に関する処分を受けた者をいう。
- 2 前項の定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

(介護認定資料の外部提供)

第3条 市長は、介護サービス計画の作成又は入所の申込に係る入所決定を目的として、介護認定資料の外部提供を求められたときは、当該介護認定資料の写し1部を交付することができる。

- 2 前項に規定により市長が外部提供することができる者は、当該介護認定資料の提供を求めることについて、本人、本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、本人の三親等内の親族又は市長が特に認める者の同意を得たと認められる者とする。

(外部提供の申請方法)

第4条 外部提供を申請しようとする者は、介護認定資料外部提供申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該申請は市長による当該申請に係る被保険者に対する認定結果の通知後でなければ行うことができない。

- 2 前項の規定により外部提供の申請をしようとする者は、第2条第1項第1号にいう事業者の従業者であることを証することができる書類及び本人と契約を締結したことを証明する書類又は本人が入所対象者となる入所申し込みが行われたことを証明する書類を提示しなければならない。

(外部提供の申請に対する決定等)

第5条 市長は、前条第1項に規定する外部提供の申請があったときは、当該申請に係る介護認定資料を外部提供する旨又は外部提供しない旨の決定をし、介護認定資料外部提供等決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により外部提供の申請をした者（以下「外部提供申請者」という。）に通知しなければならない。

- 2 市長は、第3条第2項に定める本人等の同意の有無を介護認定資料外部提供申請書により確認しなければならない。ただし、要介護認定又は要支援認定に係る申請書により確認することができる場合は、介護認定資料外部提供申請書による確認に替えることができる。
- 3 市長は、主治医意見書については、当該主治の医師が介護サービス計画の作成に利用されることについて同意している場合に外部提供することができる。

(外部提供する旨の決定を受けた者の遵守事項)

第6条 前条第1項の規定により介護認定資料を外部提供する旨の決定を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部提供を受けた介護認定資料に係る被保険者本人及び被保険者本人の親族の情報を介護サービス計画の作成又は入所の申込に係る入所決定以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 外部提供を受けた介護認定資料に係る被保険者本人及び被保険者本人の親族の情報を介護サービス計画作成に係る指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は入所申込に係る介護保険施設若しくは地域密着型介護老人福祉施設以外の者(被保険者本人及び被保険者本人の親族を含む。)に提供しないこと。
 - (3) 外部提供を受けた介護認定資料に係る被保険者及び被保険者本人の親族の情報について漏洩及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- 2 市長は、外部提供する旨の決定を受けた者が前項の遵守事項に違反したと認めるときは、当該事業者に対して是正を求めるとともに、適切な是正措置が講じられるまでの間、外部提供を行わないことができる。

(外部提供の方法)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により介護認定資料を外部提供する旨の決定をしたときは、速やかに、外部提供申請者に対し当該介護認定資料を外部提供しなければならない。

- 2 介護認定資料の外部提供を受けようとする者は、第5条第1項に規定する通知書を当該係員に提示しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じ、通知書の持参者が、決定を受けた第2条第1項第1号にいう事業者の従業員であることを証させることができる。

(費用負担の額)

第8条 この要綱に基づき外部提供を受ける者は、写しの交付に要する費用として写し1枚につき10円を負担しなければならない。ただし、地域包括支援センターについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月24日から施行する。
- (介護保険事業に係る介護認定資料の開示に関する要綱の廃止)
- 2 介護保険事業に係る介護認定資料の開示に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱による改正後の福島市介護保険事業に係る介護認定資料の外部提供に関する要綱第8条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる外部提供の決定に係る写しの交付に要する費用について適用し、施行日前にされた外部提供の決定に係る写しの交付に要する費用については、なお従前の例による。